

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ 化審法施行令の一部改正、「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」を第一種特定化学物質に追加
(政令第三百四十三号)

2) 内容

- ・ 公布日 : 令和 5 年 12 月 1 日
- ・ 施行日 : 令和 6 年 2 月 1 日
但し、使用されている場合に輸入することができない製品並びに取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品については、令和 6 年 6 月 1 日
- ・ 概要
 - (1) 「PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩」を第一種特定化学物質に指定する
 - (2) 使用されている場合に輸入することができない製品の指定。(化審法施行令第 7 条)
 - ・ 撥水性能又は撥油性能を与えるための処理をした生地
 - ・ 金属加工に使用するエッチング剤
 - ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤
 - ・ メッキ用の表面処理剤およびその調整添加剤
 - ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤
 - ・ 半導体用のレジスト
 - ・ 撥水剤、撥油剤および繊維保護剤
 - ・ 消火器、消火器用消火薬剤および泡消火剤
 - ・ 撥水性能又は撥油性能を与えるための処理をした衣服
 - ・ 撥水性能又は撥油性能を与えるための処理をした床敷物
 - (3) 取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品の指定。(化審法施行令原始附則第 3 項条)

3) SEAJ コメント

- ・ 本規則の対応に関しましては、各社の判断でお願いします。

4) 添付情報・資料

- ・ 官報 URL https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/kaiseireibun2023.pdf

5) 関連情報

- ・ なし

6) その他

- ・ なし